

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 これまでの取組状況等

## 1 策定の背景・趣旨

本市では、急速な少子高齢化の進行や都市化の進展、核家族世帯の増加や地域における人と人との関わりの希薄化などが生じており、社会・経済環境が大きく変化する中、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増している状況にあります。社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らす子どもの割合を意味する「子どもの貧困率」は、直近の国の調査ではやや改善したものの、依然として我が国では約9人に1人が貧困状態にあり、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態にあります。

また、子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、また、不登校やいじめ、若者のひきこもりも深刻化しています。

こうした子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では、平成30(2018)年3月に、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「川崎市子ども・若者ビジョン」を一体化するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律(現「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」)に基づく子どもの貧困対策推進計画を包含した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者や子育て家庭への支援を推進してきました。

令和2(2020)年2月には、国の動向や、本市の要保護児童及び家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、さまざまな事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、「川崎市社会的養育推進計画」を策定し、社会的養育の推進に取り組んできました。

各計画に基づく取組を推進する一方、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会の到来など、社会状況が急激に変化し、価値観が多様化する中で、子ども・若者が抱える課題への対応を確実に実施するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」などの国の動向等を踏まえるほか、教育・福祉・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援を効果的に推進するため、多くの同一事業の進行管理を行っている「川崎市社会的養育推進計画」と統合した「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和4(2022)年3月に策定しました。

こうした中、令和4(2022)年6月には、すべての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現をめざした「子ども基本法」が制定され、令和5(2023)年4月には、子ども家庭庁が発足するとともに、子ども施策を総合的に推進するための「子ども大綱」が同年12月に決定されました。子ども基本法第10条では、子ども大綱を勘案した「市町村子ども計画」策定の努力義務が規定され、こうした社会的な情勢も踏まえ、本市においても、令和8(2026)年度以降に取り組むべき子ども施策をより一体的に推進するため、「市町村子ども計画」の位置づけも加えた「第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

本計画に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者及び子育て支援を総合的に進めていきます。

## 2 計画の位置づけ

### (1)本計画が包含する計画の位置づけ

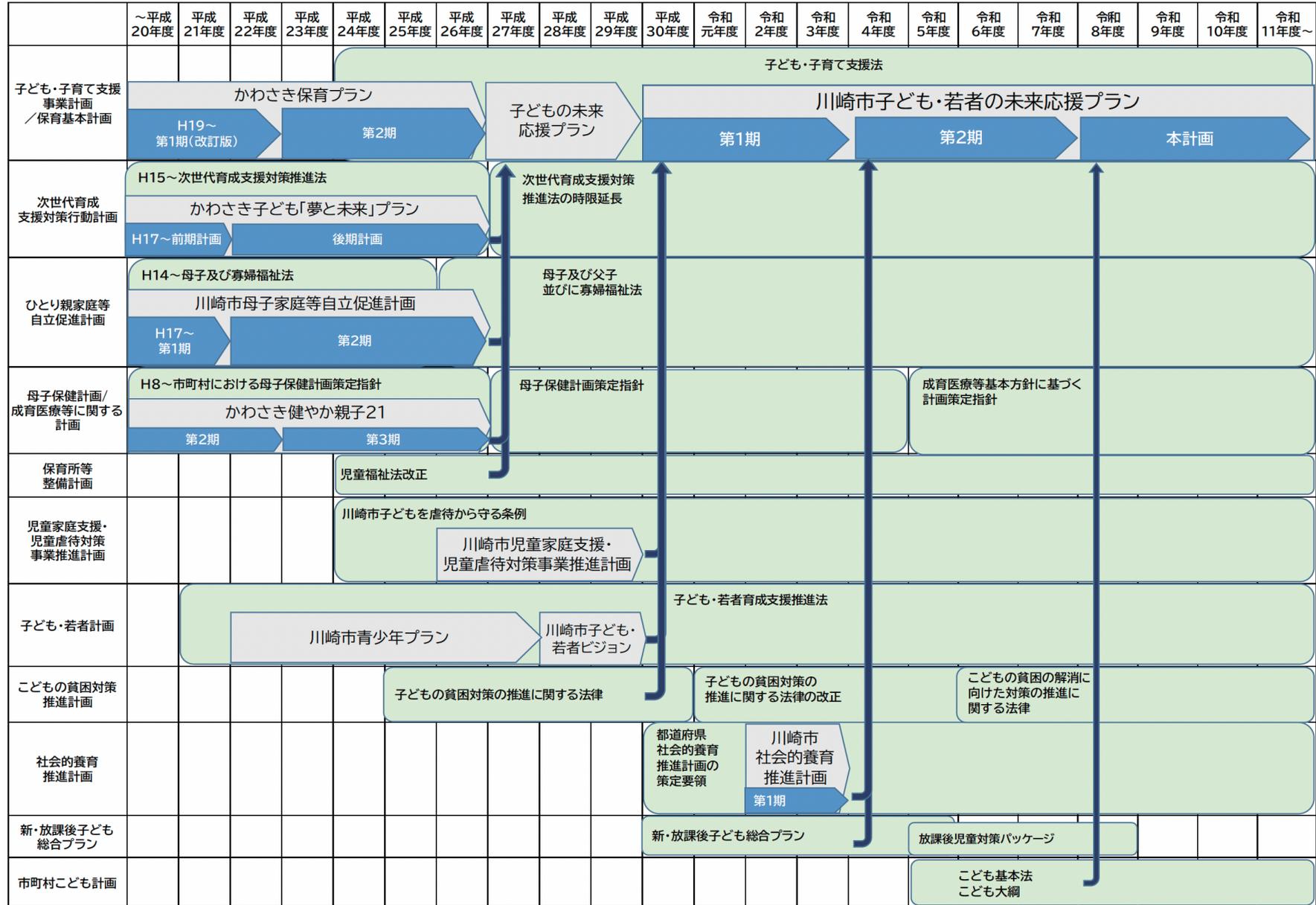
本計画は、さまざまな分野にわたる子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、子ども施策に関わる複数の個別計画を一体化して策定しており、本市の子ども施策全体が把握できる計画となっています。本計画が包含する計画の概要及び根拠となる法令等は以下のとおりです。

なお、本計画から、子ども基本法第10条に基づく「市町村子ども計画」として策定します。

包含する計画の名称	計画の概要	計画の根拠等
市町村子ども計画【本計画から包含】	子ども施策を総合的に推進するための計画	子ども基本法第10条第2項
子ども・若者計画	総合的な子ども・若者育成支援施策を推進するための計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策を総合的に推進するための計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困対策を総合的に推進するための計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に行うための計画	子ども・子育て支援法第61条第1項
ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を総合的に推進するための計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項
保育所等整備計画	乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するための保育所等の整備計画	児童福祉法第56条の4の2
成育医療等に関する計画	妊産婦を含めた成育過程にある者等への成育医療等の提供について横断的な視点での総合的な取組を推進するための計画	成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について(令和5年3月31日付厚生労働省通知、子発0331第18号)
児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	児童家庭支援・児童虐待対策を強化充実し、「虐待のないまちづくり」を推進するための計画	川崎市子どもを虐待から守る条例
社会的養育推進計画	こどもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育を推進するための計画	「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月6日付厚生労働省通知、子発0706第1号)
新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための計画	「新・放課後子ども総合プラン」について(平成30年9月14日付文部科学省・厚生労働省通知、30文科生第396号・子発0914第1号)

## 2 計画の位置づけ

(2) 本計画が包含する計画の統合経過



## 2 計画の位置づけ

### (3) 本計画と他の行政計画との関係

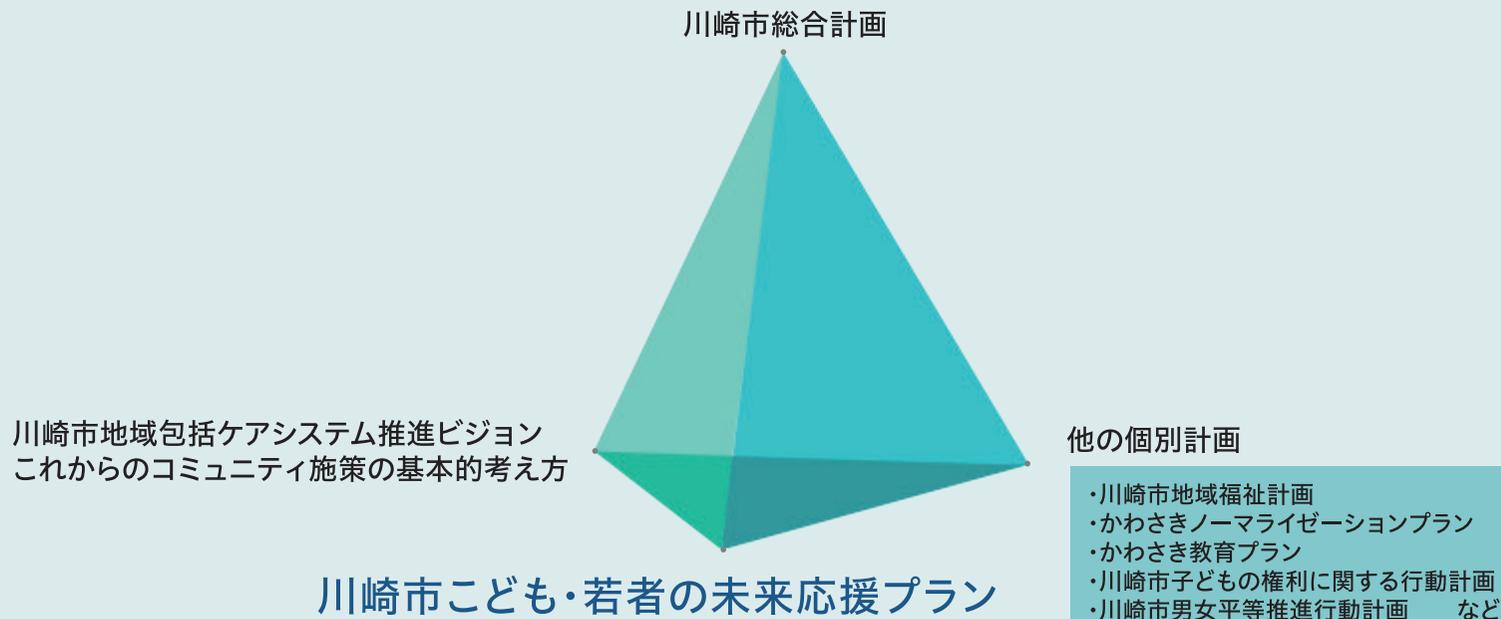
本市では、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成26(2014)年度に策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めたすべての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

また、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成30(2018)年度に策定し、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向け、地域の居場所である「まちのひろば」の創出等の取組を進めています。

本計画の策定にあたっては、子ども・若者に関する行政計画として、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえながらとりまとめ、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。

また、「第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」に掲げる教育の指針となる考え方は、本計画における、特に学齢期以降の施策の推進と非常に関連が大きいものであり、かわさき教育プランと連携するとともに、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるため、「川崎市子どもの権利に関する条例」前文に掲げる基本理念を踏まえて、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」と連携するなど、関連する他の個別計画との横断的連携を図りながら、施策を推進します。

#### ■計画の相関図



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

### 4 計画の対象

本計画では、「こども・若者」、「子育て家庭(妊娠・出産期を含む)」を対象とします。

こども基本法では、「こども」とは心身の発達の過程にある者とされていますが、本計画では対象に若者が含まれることをわかりやすく示すという観点から「こども・若者」の語を用います。

「こども」の表記は、こども基本法に倣い、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

#### ■ 本計画の対象となる「こども・若者」

区分	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
対象	義務教育年齢に達するまで	小学生年代	中学生～概ね18歳まで	概ね18歳以降～ 概ね30歳未満
主な年齢	0～5歳	6～12歳	13～18歳	18～29歳
こども・若者	こども			若者

※図はこども家庭庁「こども大綱」より本市作成

※青年期については、施策によってはポスト青年期の者も対象

## 5 これまでの取組状況等(1/6)

### 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

〈9つの施策の主な取組状況〉

方向性	施策	内容
I 子どもが地域で すこやかに育つ ことのできる環 境の充実	1 子育てを社会全体で 支える取組の推進	<b>主な取組状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの意見を聴くしくみとして、令和5(2023)年9月から「子ども・若者の“声”募集箱」を本格実施しました。寄せられた声は、市政運営の参考にするとともに、市長メッセージや市の考え方を市ホームページに掲載し、フィードバックしました。</li> <li>● 小児医療費助成事業について、令和5(2023)年9月に、通院医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで拡大し所得制限を撤廃することにより制度拡充を図りました。</li> </ul>
		<b>子ども・子育て会議*からの意見・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「子ども・若者の“声”募集箱」については、本格実施により子どもたちの意見表明・参加の機会の一つとして制度化したことを評価するとともに、寄せられた意見の内容をしっかりと確認し適切なフィードバックを行い、効果的な制度運用が図られることを期待します。</li> <li>● 小児医療費助成事業については、制度拡充により、令和5(2023)年9月から通院医療費助成対象年齢の中学校3年生までの拡大及び所得制限を撤廃したことを評価します。</li> </ul>
	2 子どものすこやかな 成長の促進	<b>主な取組状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 産婦健康診査や1か月児健康診査の一部費用助成を開始することにより、医療機関と連携し、支援を必要とする方の早期発見が可能になり、産後うつ予防や相談支援につなげることができました。また、妊娠期からの伴走型相談支援や両親学級等を通じ、正しい情報発信を行うことで、産後のサービス利用につながり、産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用者増となりました。</li> </ul>
		<b>子ども・子育て会議*からの意見・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦・乳幼児健康診査事業について、令和7(2025)年1月から1か月児健診の費用の一部助成を開始し、疾病の早期発見早期支援となるよう関係機関と連携したことや、5歳児健康診査について、就学前最後の健診として発達障害等の支援を充実させたことを高く評価します。今後も、医療機関や関係団体等と連携し、市民に適切にサービスの提供を行い、要支援者等については、確実にその後の支援が受けられるよう、切れ目のない支援を行うことを期待します。</li> <li>● 母子保健指導・相談事業について、産後ケア事業で市民の利用料金に減免制度を導入し、利用しやすい料金体制にしたことや、令和6(2024)年10月から日帰りロング型を導入し、訪問型の対象年齢を1歳まで拡充したことを高く評価します。今後は、健全な子育ての環境づくりに向けた母子保健指導・相談事業の手法の工夫や、産後ケア事業における安全なサービス提供に向けた手厚い人材の確保のための取組を期待します。</li> </ul>

## 5 これまでの取組状況等(2/6)

### 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

〈9つの施策の主な取組状況〉

方向性	施策	内容
I 子どもが地域で すこやかに育つ ことのできる環 境の充実	3 学校・家庭・地域に おける教育力の向上	<b>主な取組状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存寺子屋の運営支援や新たな寺子屋の開講、地域人材の育成、新たな寺子屋開講に向けた準備や調整を進め、多世代での交流の場を新たに創出することにより、確実に地域の大人と子どもとのつながりを育むことができました。また、外国につながる子ども向け寺子屋を市内5か所で実施し、日本語学習の支援を進めました。</li> </ul>
		<b>子ども・子育て会議*からの意見・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進めたことを評価します。引き続き、未開講エリアについて地域と調整を行い、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代による、子どもたちの学習や体験を支える取組が推進されることを望みます。子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、さまざまな経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代と連携・協力しながら、学校・家庭・地域における教育力の向上のための取組が推進されることを望みます。</li> </ul>
	4 子育てしやすい居住 環境づくり	<b>主な取組状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした「川崎市すまい・いかすプロジェクト」において、既存住宅の活用に関するセミナーなどを民間事業者と連携して実施しました。</li> <li>● 安全・安心な公園・緑地の整備に向け、富士見公園において、民間事業手法等を活用し、公園施設の機能のあり方についての検討や再編整備事業を進めました。</li> </ul>
		<b>子ども・子育て会議*からの意見・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「川崎市すまい・いかすプロジェクト」により、既存住宅の活用に関するセミナーなどを民間事業者と連携して実施し、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を推進したことを評価します。今後も、子育て世帯が安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを期待します。</li> <li>● 富士見公園をはじめとする公園の再整備については、細部に十分に配慮しながら着実に再整備を進め、計画に沿った進捗管理が行われることを望みます。引き続き、公園施設の適切な維持管理の継続と、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化が推進されることを望みます。</li> </ul>

## 5 これまでの取組状況等(3/6)

### 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

〈9つの施策の主な取組状況〉

方向性	施策	内容
<b>Ⅱ</b> 子どもの育ちの 基盤となる保育・ 教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児 教育の推進	<b>主な取組状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学前児童数は減少する一方で、保育所等の利用児童数が増加する中、保育所等の新規整備のほか、定員変更、認可外保育施設の認可化など、保育受入枠を確保するとともに、一時預かりなど幼稚園における受入れを推進したほか、認可外保育施設の積極的な活用を図るため、持続可能な支援策として、川崎認定保育園に対する助成を実施した結果、5年連続で待機児童ゼロを達成するとともに、高止まりする保育ニーズへの対応を図ることができました。</li> <li>● 公立保育所運営事業について、川崎区、中原区、宮前区に続き市内に4か所目となる多摩区保育・子育て総合支援センターを令和6(2024)年度に開設し、センターを利用する保護者からの多様な相談に対し保育士や栄養士等の専門性を活かした支援の実施や、研修の場と実践の場を同じとする質の高い研修を実施する等の取組により、地域に密着した総合的な子育て支援の充実を図りました。</li> </ul>
		<b>子ども・子育て会議*からの意見・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 待機児童対策事業について、認可保育所の整備に限らず、既存保育施設を有効活用しながら保育受入枠を確保するとともに、幼稚園の一時預かり事業を実施したほか、川崎認定保育園に対する助成を実施したことを評価します。引き続き、安定的かつ継続的な保育の実施を確保するようさまざまな工夫により効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。</li> <li>● 公立保育所運営事業について、市内4か所目となる多摩区保育・子育て総合支援センターを開設し、保護者からの多様な相談に対し、専門性を活かした支援の実施や、研修と実践の場が同じである強みを生かした質の高い研修を実施することにより、地域に密着した総合的な子育て支援を充実させたことを評価します。</li> </ul>
	6 子どもの「生きる力」 を育む教育の推進	<b>主な取組状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5(2023)年度に作成した「キャリア在り方生き方ノート」に加えた「市制100周年」に関するページを活用した活動案をもとに各学校で授業を実施しました。また、「キャリア・パスポート」の活用について担当者会を通して周知するとともに、新たに職員研修用動画を作成し、教職員の理解を深めました。それにより児童生徒の将来の社会的自立に向けた教育活動を行う学校体制づくりとともに、本市のブランドメッセージや市制100周年、かわさきパラムーブメント、SDGs推進方針等についての教職員への啓発を図り、児童生徒の将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てることに寄与できました。</li> </ul>
		<b>子ども・子育て会議*からの意見・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● キャリア在り方生き方教育推進事業について、「キャリア在り方生き方ノート」の内容を充実させ授業で活用したこと、また、「キャリア・パスポート」の活用について担当者会を通して周知するとともに、新たに職員研修用動画を作成し、教職員の理解を深める取組を行ったことについて評価します。</li> </ul>

## 5 これまでの取組状況等(4/6)

### 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

〈9つの施策の主な取組状況〉

方向性	施策	内容
<b>Ⅲ</b> 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	<b>主な取組状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区役所地域みまもり支援センターに子ども家庭センター機能を位置付けるとともに、令和7(2025)年度から試行実施することとし、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。児童福祉司等の増員を行い児童相談所の体制を強化したほか、一時保育施設に入所中の学齢児を対象に意見表明等支援事業を実施し、子どもが意見を表明する機会を確保するとともに、子どもの権利擁護を推進しました。また、一時保育施設における生活環境の改善や定員の拡大を図るため、中部児童相談所一時保育施設の施設整備を進めました。</li> <li>● ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、令和6(2024)年度は、養育費確保支援として実施する補助金の対象経費を拡充するとともに、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生のこどもの高校受験に向けた模擬試験受験料の補助を新たに開始しました。</li> </ul>
		<b>子ども・子育て会議<sup>*</sup>からの意見・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない支援を行うため、試行実施として、区役所地域みまもり支援センターに子ども家庭センター機能を位置付け、区役所における相談支援体制の整備に取り組んだことを評価します。試行実施の状況を踏まえながら、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運用した、更なる相談支援体制の構築に向けた取組に期待します。</li> <li>● ひとり親家庭等の安定した生活の維持と親子の将来の自立を目的として、既存の取組を継続するほか、新たに、高校受験に向けた模擬試験受験料の補助や、養育費確保に係る補助金の対象経費の拡充に取り組んだことを評価します。引き続き、ひとり親家庭等の総合的な支援施策を推進し、日常生活にさまざまな課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援が実施されることを望みます。</li> </ul>
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	<b>主な取組状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護自立支援対策事業について、令和4(2022)年度は、生活保護受給世帯に対する学習支援・居場所づくり事業を新たに2か所拡充し市内17か所で実施しました。</li> </ul>
		<b>子ども・子育て会議<sup>*</sup>からの意見・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護自立支援対策事業について、生活保護受給世帯に対する学習支援・居場所づくり事業を新たに2か所拡充し市内17か所で実施したことや、全教室で対象学年を小学3年生から中学3年生までに拡大したことを評価します。引き続き、学習支援の更なる拡充に向けた取組を望みます。</li> </ul>

## 5 これまでの取組状況等(5/6)

### 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

〈9つの施策の主な取組状況〉

方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	9 障害福祉サービスの充実	<b>主な取組状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発達に心配のあるこどもを対象として、相談や発達支援を行う「子ども発達・相談センター」については、令和5(2023)年度までに設置した川崎市・幸区・宮前区・多摩区・麻生区の運営を行うとともに、令和6(2024)年10月に新たに中原区・高津区に開設し、地域の関係機関との連携体制の構築に向けた取組を推進しました。また、障害者手帳の取得が見込まれるなど、より専門的な支援が必要なこどもを対象とした「地域療育センター」(市内4か所)においては、専門的・総合的な相談支援及び療育や、地域の関係機関に向けた障害児支援に関する助言及び情報提供を実施しました。</li> </ul>
		<b>子ども・子育て会議*からの意見・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域療育センター」において、専門的・総合的な療育及び相談支援や、地域の関係機関に向けた障害児支援に関する専門的な技術援助及び情報提供が実施されたことを評価します。また、「子ども発達・相談センター」について、新たに中原区・高津区の2か所開設したことで全区に「子ども発達・相談センター」が設置され、発達に心配のあるこどもに対する相談や発達支援の体制が進められたことを評価します。引き続き、関係機関及び両センターが連携し、地域に根ざした包括的な支援体制が構築されることを期待します。</li> </ul>

※子ども・子育て会議…子ども・子育て支援法に基づき設置される審議会で、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成され、計画の策定や進捗管理、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等について、調査・審議します。



## 5 これまでの取組状況等(6/6)

### 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

計画期間 の評価	第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランは令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間を計画期間としており、令和6(2024)年度までの各年度について年度評価を行いました。3つの施策の方向性に基づく9つの施策・81の事業について、一部で目標を達成できない事業があったものの、概ね目標を達成できたものと考えており、こどもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実やこどもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実等を推進することができました。
-------------	---

#### ◎推進項目の達成状況(推進項目数)

※「事務事業名」は「達成状況区分」が2及び4のみを掲載

達成状況区分	R4	R5	R6	事務事業名
1 目標を大きく上回って達成	0	0	0	
2 目標を上回って達成	3	2	1	2(2)母子保健指導・相談事業(R5)(R6) 6(12)共生・共育推進事業(R4) / 7(3)里親制度推進事業(R4) 8(8)障害者就労支援事業(R4) / 8(10)ひきこもり地域支援事業(R5)
3 ほぼ目標どおり	70	71	72	
4 目標を下回った	8	8	8	2(6)わくわくプラザ事業(R4)(R5)(R6) / 2(7)青少年教育施設の管理運営事業(R4)(R5)(R6) 2(8)いこいの家・いきいきセンターの運営(R5)(R6) 3(4)家庭教育支援事業(R4) / 3(6)地域の寺子屋事業(R4)(R5)(R6) 5(2)認可保育所等整備事業(R4)(R5)(R6) 6(9)魅力ある高校教育の推進事業(R4) / 6(13)児童生徒支援・相談事業(R4) 8(3)生活困窮者自立支援事業(R5) / 8(5)民生委員児童委員活動育成等事業(R4)(R5)(R6) 8(9)障害者社会参加促進事業(R5)(R6) 9(2)障害児施設事業(R6)
5 目標を大きく下回った	0	0	0	